

御殿山商店会 会則

昭和 56 年 4 月
平成 24 年 4 月 改定
平成 25 年 4 月 改定
平成 28 年 4 月 改定
令和 8 年 2 月 改定

御殿山渚商店会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「御殿山渚商店会」と称する。(以下、「本会」という。)

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目 的)

第3条 会員間の健全な商工経営の育成及び指導並びに会員相互の親睦
2 地域社会に於ける各商工店の融和協調奉仕

(事 務)

第4条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員の経営指導講演会並びに親睦に資する行事の開催
2. 顧客に奉仕の目的を以て売り出し催し物に関する事業
3. 地域社会の保安衛生装飾に関する事業
4. その他会員の福利厚生に関する事業
5. 会員親睦のための事業見学旅行等の催し

(細 則)

第5条 本規約の施行に関する細則は会員の決議を以て定める。

第2章 会員及び会費

(会員の資格)

第6条 本会会員は 御殿山 渚 全域で事業、営業活動を営む事業によって構成させる。

本会に入会を希望するものは、所定の入会手続きを経て役員会の承認を受け正式入会とする。

会員は総会に於いて一営業所単位につき表決権を有する。

第6条の2 本会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会する個人又は団体を賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、総会に於いて表決権を有しない。

- 3 賛助会員の入会は、所定の手続きを経て役員会の承認を受けるものとする。

(会費入会金)

第7条 会員は入会に際し入会金、又毎月所定の納期方法により会費を納めなければならない。

- 2 入会金は10,000円とする。
- 3 新たに会員として入会するものは入会金を納めなければならない。
- 4 すでに納めた入会金、通常会費、寄付金等は一切返還しない。
- 5 賛助会員は、別に定める賛助会費を納めなければならない。(会費の内訳)

第8条 会員は事業の規模により次の通り定める。

月額1口につき2,000円とする。

営業面積 5,000 平方米以上	又は従業員 100 人以上	10 口
〃 3,000 〃	〃 50 人以上	8 口
〃 1,000 〃	〃 20 人以上	5 口
〃 500 〃	〃 10 人以上	3 口
上記以下の者については		1 口

2 グループ店舗

(1) 20店以上 10口

(2) 5店以上 5口

3 但し、小売業及び飲食業以外の業種については役員に於いて別途定める。

4 賛助会員の賛助会費は、1口1,000円とし、口数は任意とする。

第3章 会 合

(総会の決議事項)

第9条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

1. 規約の変更
2. 事業計画及び収支予算の承認
3. 事業報告及び収支決算の承認
4. 役員を選任及び解任
5. 本会の解散及び残余財産の処分方法の決定

6. その他特に重要な事項など

(総会及び招集)

第10条 総会は定時総会と臨時総会の二種類とする。

定時総会は事業年度終了後2ヶ月以内の年1回、臨時総会は会長が必要と認めた時あるいは5分の1以上の会員が会議の目的事項を示し請求した場合、会長がこれを招集する総会の招集は遅くとも10日前に各会員に対し総会の目的たる事項、日時及び場所に付きその通知を発しなければならない。

(総会の成立議決及び議事録)

第11条 総会の成立は会員の過半数を以て成立する。議決は出席会員口数の過半数の同意を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。出席できない場合は他の会員を代理として書面による表決を委任することができる。この場合出席会員と着す。

定時総会は毎年4月の年1回、臨時総会は会長が必要と認めた時あるいは5分の1以上の会員が会議の目的事項を示し請求した場合、会長がこれを招集する総会の招集は遅くとも10日前に各会員に対し総会の目的たる事項、日時及び場所に付きその通知を発しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、会計1名、会計監査2名、その他役員若干名、顧問若干名

(役員任免)

第13条 役員は本会の会員であることを要し、総会に於いて選出及び解任される。

(役員選任)

第14条 役員は総会に於いて会員中より選挙により三役を選出する。

2 役員は会長が会員中より選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。期の半ばに選出された役員任期もその

期末とする。役員は任期終了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 役員任期は一期とする。しかし留任はさまたげない。

(役員職務)

- 第16条 会長は本会を代表し、所務を総理し役員会を招集してその議となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。役員は会長、副会長を補佐し処務を処理する。監査は本会の会計業務及び財産状況を監査する。会計は本会の財務を管理する。監査は原則として役員会には出席を要しない。しかし必要な時は出席して意見を述べる事が出来る。ただし役員会の議決権を有しない。

(役員会)

- 第17条 役員会の運営にあたる。
- 2 役員会は総会から委任された事項及び総会に提出する議題を審議処理する。
 - 3 定例役員会は毎月1回開催し、臨時役員会は会長が必要と認めた時又は役員3名以上の要求がある時、会長がこれを招集する。
 - 4 役員会の定足数は役員3分の2とする。

第5章 事務及び会計

(会計)

- 第18条 本会には最低、次の帳簿を設置保存しなければならない。
1. 金銭出納帳
 2. 会費徴収簿
 3. 毎年度決算書
 4. 会計監査報告書
 5. 事務所日報

(帳簿類保存期間及び会計年度)

- 第19条 前条帳簿は5年間、決算書については永久保存とする。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり。翌年3月31日を以て終わる。

第6章 旅 費

(旅費精算)

第20条 本会役員及び会員が本会公務により出張した時は実費支給とする。

第7章 慶 弔

(慶弔見舞金等)

第21条 本会は会員の慶弔の他、諸見舞金給付に関する事項を定める。

(慶弔見舞金給付)

第22条 会員は本章に定める給付を受けるべき該当のある場合は遅滞なく事務へ届出するものとする。

1. 本人「本会へ届け出た代表者」に関する慶弔の場合
 - (1) 死亡の場合 10,000円
 - (2) 上記以外は役員会に於いて定める
2. 本項の金額は役員会に於いて改定することがある。

附則

本会則は昭和56年4月1日より施行する。

平成24年4月1日 第1条、第6条改正

平成25年4月1日 第15条改正

平成28年4月1日 第7条の2改正、第7条の3及び4を追加、第10条改正

令和8年2月9日 第6条2、第7条の5、第8条の4を追加